

神高支掲示第2号

高知港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の
交通を行う場合に経なければならない場所の指定について

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、高知港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、平成26年6月20日から施行することとしたので、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、「高知港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所の指定について」（平成20年7月14日付神高支掲示第2号）は廃止する。

平成26年6月19日

高知税関支署長 西本 朝男

名 称	通 称	外国往来船	交通経由場所
東潮江岸壁(2) 〃 (3)	潮江地区第1埠頭6号岸壁 〃 7号岸壁	左記施設 の維けい船	各施設の施設管理者 が岸壁に維けい中の本 船と交通すべき場所と して設置した出入口。
仁井田北1号岸壁 〃 2号岸壁	仁井田地区第5埠頭1号岸壁 〃 2号岸壁	左記施設 の維けい船	各施設の施設管理者 が岸壁に維けい中の本 船と交通すべき場所と して設置した出入口。
三里1号岸壁 〃 2号岸壁 〃 3号岸壁 〃 4号岸壁	三里地区第7埠頭1号岸壁 〃 2号岸壁 〃 3号岸壁 〃 4号岸壁	左記施設 の維けい船	各施設の施設管理者 が岸壁に維けい中の本 船と交通すべき場所と して設置した出入口。
		上記各欄 に維けい中 の船舶又は 上記各欄以 外の維けい 若しくは入 きよ中の船 舶	孕橋通船発着場。

神高支掲示第3号

高知港において貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所の指定について

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、高知港において貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、平成26年6月20日から施行することとしたので、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、「高知港において貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所の指定について」（平成20年7月14日付神高支掲示第3号）は廃止する。

平成26年6月19日

高知税関支署長 西本 朝男

貨物の積卸を行う場合の経由場所

1. 下表に掲げる岸壁。

名 称	通 称
潮江岸壁	潮江地区第1埠頭4号岸壁
東潮江岸壁(2) 〃 (3)	〃 6号岸壁 〃 7号岸壁
仁井田北1号岸壁 〃 2号岸壁	仁井田地区第5埠頭1号岸壁 〃 2号岸壁
仁井田南岸壁	〃 3号岸壁
三里1号岸壁 〃 2号岸壁 〃 3号岸壁 〃 4号岸壁	三里地区第7埠頭1号岸壁 〃 2号岸壁 〃 3号岸壁 〃 4号岸壁

2. 上記1. 以外の外国往来船を維けいする岸壁、桟橋又は船きよ。但し、船用品、携帶品及び託送品に限る。